

PSA 検査や外来での特別な療養環境など 選定療養費の対象が拡大

厚生労働省は、平成 28 年 6 月 24 日の告示において、医療保険での算定回数に制限のある「PSA」や「CA19-9」、外来透析治療で個室を使用した場合などを選定療養の対象とし、患者から費用を請求できることとなりました。また、24 日付で、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」の改正が通知され、「感染症の予防に適応を持つ医薬品の投与」としてタミフルやリレンザといった内服薬の予防的投与も同様の取扱いであることが明確化されています。今後、インフルエンザの流行期に入ることが予想されます。患者の機能に応じてインフルエンザへの予防投与を検討されてはいかがでしょうか。

※ 予防投与を院外処方する場合、予防投与に関する処方せん料は実費となります。

■ 新たに追加された選定療養費、療養の給付と直接関係ないサービス一覧

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来医療に係る特別な療養環境の提供（一連の診療時間が概ね 1 時間以上、完全な個室（間仕切り等は不可）、静穏な環境下で受診できる構造設備の確保が必要） ・ 予約診察に関する変更 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 予約料の額は、曜日・時間帯、標榜科等に応じて複数定めても差し支えないこととした ➢ 予約時刻は、夜間・休日・深夜でも差し支えないとした（その場合、診療報酬における時間外・休日・深夜加算は算定できない） ・ 患者の自己の選択に係るものとして、医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「前立腺特異抗原（PSA）」及び「CA19-9」
保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染症の予防に適応を持つ医薬品の投与（タミフル、リレンザなど） ・ 患者都合による検査のキャンセルに伴い使用できなくなった当該検査に使用する薬剤等の費用（現に生じた物品等に係る損害の範囲内に限る。また、患者都合によるキャンセルの場合には費用徴収がある旨を事前に説明、同意が必要） ・ 院内託児所・託児サービス等の利用料 ・ 手術後のがん患者等に対する美容・整容の実施・講習等 ・ 有床義歯等の名入れ（刻印・プレートの挿入等）

株式会社ユアーズブレン 医業経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせは…TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp 担当：大迫